

答 申 第 6 8 号
平成 2 7 年 3 月 2 0 日

奈良県知事 荒 井 正 吾 様

奈良県個人情報保護審議会
会 長 佐 伯 彰 洋

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について（答申）

平成 2 7 年 2 月 2 4 日付け行経第 1 1 5 号で諮問のあった特定個人情報保護評価書（全項目評価書）については、特定個人情報保護評価指針（平成 2 6 年 4 月 1 8 日特定個人情報保護委員会告示第 4 号）第 1 0 の 1 （ 2 ）に定める適合性及び妥当性を有していると認められます。

なお、番号制度の導入により個人の権利利益が侵害されることへの住民の懸念を払拭するために、実施機関においては、当該評価書に記載されたリスク対策を確実に実施するとともに、実施状況について住民に説明できるよう、その記録及び保存に努められたい。